

町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル改訂

町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル改訂業務委託

2022年度

東京都 町田市 福祉総務課

<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/machi/machidukurimanual-kenchiku.html>

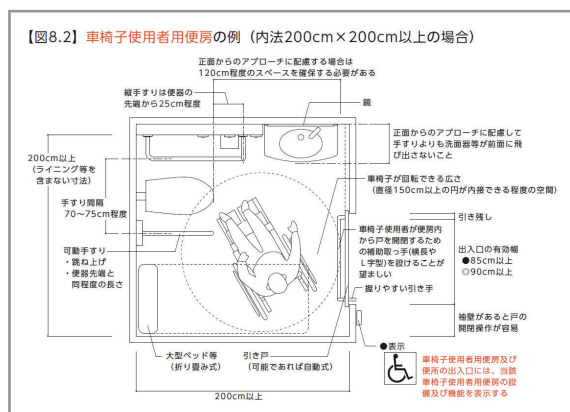
整備基準等マニュアル「追補版（2022年規則改正対応）」

概要

町田市では、全ての市民が一人ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される社会の実現に向けて、1993年12月に「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を制定し、1995年7月に施行規則の全面施行に伴い、1997年3月に「都市施設・集合住宅整備基準等マニュアル」を制定、以後改訂を行ってきた。

また、令和3（2021）年3月に国土交通省が「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正したことを踏まえ、町田市においてもトイレを真に必要な人が使えるようにするため施行規則の一部を令和4（2022）年4月1日に改正した。具体的には建築物、公園、公共交通施設のトイレの出入口の表示についてこれまでの表示方法を改め、車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する旨の規則改正を行った。

規則改正に伴い、整備基準等マニュアルの追補版を作成、発行した。



オレンジ文字の部分は今回変更になった箇所

町田市福祉のまちづくり総合推進条例啓発チラシ

町田市では、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」において、一定規模以上の施設に対するバリアフリー整備の基準を定め、公共施設及び民間施設ともに、子どもから大人、高齢者、障がい者など全ての人が住みやすい、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した「ユニバーサル」なまちづくりに取り組み、利用しやすい施設の整備を目指している。

また、市が取り組んでいる内容を市民へPRするためのチラシを作成し、配布を行っている。

